平成２２年（フ）第１３２４号
北九州市小倉北区京町３丁目12番11―402号
債務者　林　　治
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３２７号
北九州市八幡西区千代ケ崎２丁目12番17―602号
債務者　大林　明博
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３５４号
北九州市小倉北区下富野４丁目６番34号　アベアパート１Ｆ
債務者　嶋田アサ子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３７０号
北九州市小倉北区篠崎４丁目３番４号　三谷アパート101号
債務者　江﨑　浩三
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３７１号
北九州市小倉北区赤坂２丁目８番13―３号
債務者　富永　浩史
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３７２号
北九州市小倉北区宇佐町１丁目１番16―401号
債務者　長谷川安彦
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３２５８号
名古屋市西区鳥見町２丁目37番地　ラルジュ鳥見403号
債務者　濱野　和夫
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６３５号
名古屋市守山区小幡太田４番９号　ユーハウス第２千代田401号
債務者　上原　早苗
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６５４号
神戸市長田区二葉町３丁目６番10号グリンハイツ１号、従前の住所神戸市長田区西尻池町４丁目２番８―202号
債務者　スナック紅こと　東　千代子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６６１号
神戸市須磨区北落合３丁目38番217―304号
債務者　勇　多賀子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６７９号
神戸市長田区御蔵通４丁目201番地の１　みすがコーポ203号
債務者　濵　　美香
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６８３号
神戸市北区緑町４丁目７番19―22号
債務者　鳥海　弘之
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８号
兵庫県三木市志染町広野３丁目50番地　福岡方
債務者　植野　智之
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１号
神戸市長田区三番町２丁目７番地の１　市住21―603号
債務者　川口　順将
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２７号
佐賀県唐津市厳木町本山89番地２　桜ヶ丘市営住宅15号
債務者　山中ヒロ子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第２２号
長崎県対馬市上対馬町琴802番地、前住所長崎県対馬市上対馬町琴44番地２
債務者　山田　利行
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２２年（フ）第２３号
長崎県対馬市厳原町小浦14番地、前住所長崎県対馬市厳原町小浦310番地１
債務者　吉野由紀美
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係